

根拠法令

改正医療法第113条第6項、第118条第2項、第119条第2項、第120条第2項
都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
改正医療法施行規則第83条、第90条、第93条
法第113条第6項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

【1】公示方法 : **大阪府公報（電子公報システムで掲載）**
大阪府ホームページ（トップページ）の情報を探すで「大阪府公報」で検索

【2】掲載予定日 : **令和6年4月1日（月）**
改正医療法施行前にあたる今年度指定分については効力発生日は、すべて令和6年4月1日となることから、一括して掲載することとする。

【3】公示内容 : **指定の種類ごとに掲載し、指定内容・指定年月日、指定有効期間を公表事項とする**

〈指定の種類と説明書き〉

- 特定地域医療提供機関（地域の医療提供体制の確保のためにやむを得ず医師の労働時間が長時間となる医療機関）⇒B水準
- 連携型特定地域医療提供機関（他の医療機関へ医師の派遣を行うことによってやむを得ず医師の労働時間が長時間となる医療機関）⇒連携B水準
- 技能向上集中研修機関（集中的に技能向上を図るためにやむを得ず研修医・専攻医の労働時間が長時間となる医療機関）⇒C-1水準
- 特定高度技能研修機関（特定分野の高度な技能を修得するためにやむを得ず当該研修を受ける医師の労働時間が長時間となる医療機関）⇒C-2水準

〈掲載イメージ〉

特定地域医療提供機関（地域の医療提供体制の確保のためにやむを得ず医師の労働時間が長時間となる医療機関）

医療機関名（所在地）	指定事由	指定年月日	指定有効期間
A病院（所在地）	救急医療	令和5年〇月〇日	令和〇年〇月〇日より3年間

※掲載は指定年月日順に掲載し、指定年月日が同一日の場合、二次医療圏の「豊能、三島、北河内、中河内、南河内、堺市、泉州、大阪市」の順に掲載

連携型特定地域医療提供機関（他の医療機関へ医師の派遣を行うことによってやむを得ず医師の労働時間が長時間となる医療機関）

医療機関名（所在地）	指定事由	指定年月日	指定有効期間
A病院（所在地）	医師派遣	令和5年〇月〇日	令和〇年〇月〇日より3年間
C病院（所在地）	医師派遣	令和6年〇月〇日	令和〇年〇月〇日より3年間